様式例第13号の18

公　　告

令和8年11月16日

愛知県知事 大 村 秀 章

記

1 農地の所在等

所　　在・地　　番	地 目	面積(㎡)	所有者等の情報
豊橋市横須賀町後口12番	田	218	近田久五郎
田原市和地町京田164番	畑	1,682	河合一美
田原市池尻町尾山塚10番	畑	825	杉原伸英
田原市池尻町不毛原7番	畑	1,678	杉原伸英

2 農地を利用する権利の内容等

内 容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	
賃借権	令和8年12月25日	10年	2,180円【年1,000円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託
貸借権	令和9年1月1日	20年	84,100円【年2,500円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託
貸借権	令和9年2月1日	10年	62,575円【年2,500円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託

3 当該農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（名　　称）公益財団法人 愛知県農業振興基金

（代表者氏名）理事長 犬飼 峰宏

（所 在 地） 名古屋市中区錦三丁目3番8号

4 補償金の支払いの方法

当該農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局豊橋支局に補償金を供託してください。

5 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局豊橋支局において、補償金の還付を受けることができる。